

①都道府県 ②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について													2 就学援助制度の申請書の配布方法									
	①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	(1)貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(2)(1)でケにした場合、その内容			(1)貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							(2)(1)でキにした場合、その内容		
						ア.教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ.自治体の広報誌等に掲載	ウ.就学案内の書類に記載	エ.入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ.毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ.各学校に対して制度を周知	キ.教職向け説明会を実施	ク.保護者向け説明会を実施	ケ.その他(内容を1.(2)に記入)	ア.各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ.各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ.各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ.教育委員会もしくは保護者に申請書を配付	オ.制度案内等を行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ.制度案内等を行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ.その他(内容を2.(2)に記入してください。)							
該当団体数	28	28	28	23	1	14	5	4	16	23	19	0	2	8	8	11	4	12	3	0	3	3	3					
山梨県 甲府市	甲府市教育委員会 学事課 学事係	055-223-7322	kyogaku@city.kofu.lg.jp	http://www.city.kofu.yamanashi.jp/gakuji/kyoiku/kyoiku/shugaku/enjoseido.html		○	○	○	○	○	○				○	・ラジオ(甲府市「声の広報」)による周知。 ・甲府市役所に設置してある大型ビジョンを利用した制度案内。			○									
山梨県 富士吉田市	富士吉田市教育委員会 学校教育課	0555-22-1111(代表)	gakued@city.fujiyoshida.lg.jp	http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp		○		○	○	○							○											
山梨県 都留市	都留市教育委員会 学校教育課	0554-43-1111	gakkou@city.tsuru.lg.jp					○	○	○			○				○											
山梨県 山梨市	学校教育課	0553-22-1111	gakkokyoiku@city.yamanashi.lg.jp	http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp		○		○	○	○							○		○									
山梨県 大月市	大月市教育委員会 学校教育課 子どもの学び支援担当	0554-23-8047	gkyoiku-19206@city.otsuki.lg.jp	http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/kosodate/gakkou/enjo.html		○			○	○					○	小学校入学説明会において学校で就学援助制度の書類を配付	○											
山梨県 韮崎市	教育課 学校教育担当	0551-22-1111(内線264)	kyoiku@city.nirasaki.lg.jp	http://www.city.nirasaki.lg.jp/		○		○	○	○							○											
山梨県 南アルプス市	教育委員会 教育総務課	055-282-7777	ksomu@city.minami-alps.lg.jp	http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/		○		○	○	○					○	就学時健康診断時に保護者に対して就学援助制度を画面で周知			○									
山梨県 北本市	北本市教育委員会 教育総務課	0551-42-1371	kyoikusoumu@city.hokuto.yamanashi.jp	http://www.city.hokuto.yamanashi.jp			○			○	○						○											
山梨県 甲斐市	教育部 学校教育課 学事係	055-278-1696	gakuji@city.kai.yamanashi.jp	http://www.city.kai.yamanashi.jp/		○	○			○																		
山梨県 箱吹市	教育委員会 学校教育課 学務担当	055-261-3337	なし						○	○	○								○									
山梨県 上野原市	学校教育課 教育総務担当	0554-62-3408	kyoiku-soumu@city.uenohara.lg.jp	https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/gyosei/docs/shuga/kuenjo.html		○			○	○									○									
山梨県 甲州市	教育総務課	0553-32-1412	kyoiku@city.koshu.lg.jp	http://www.city.koshu.yamanashi.jp/kenkou/fukushi/kyoiku/kyoiku/detail/就学援助					○	○									○									
山梨県 中央市	教育委員会 教育総務課	055-274-8521	ksoumu@city.chuo.yamanashi.jp	http://www.city.chuo.yamanashi.jp/sougou/soshiki.php?id=8						○	○								○									
山梨県 市川三郷町	市川三郷町教育委員会 教育総務課 学校教育係	055-272-6093	kyoiku-1@town.ichikawamisato.lg.jp	http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/		○			○	○									○									
山梨県 早川町	教育委員会	0556-45-2547	mochizuki-kazuhiko@town.hayakawa.lg.jp	http://www.town.hayakawa.yamanashi.jp/											○	義務教育無償化制度を実施している為、就学援助制度を実施していない								○	義務教育無償化制度を実施している為、就学援助制度を実施していない			
山梨県 身延町	学校教育課 学校教育担当	0556-20-3016	gakoukyoiku@town.minobu.lg.jp	http://www.town.minobu.lg.jp						○	○				○	町ホームページ内に制度について掲載			○	○								
山梨県 南都町	学校教育課	0556-64-4842	kyoiku@town.nanbu.yamanashi.jp	http://www.town.nanbu.yamanashi.jp						○	○							○										
山梨県 富士川町	富士川町教育委員会 教育総務課 総務学校担当	0556-22-5361	kyoiku@town.fujikawa.lg.jp	http://www.town.fujikawa.yamanashi.jp		○				○	○									○								
山梨県 昭和町	昭和町教育委員会 学校教育課	055-275-8631	gakko@town.yamanashi-showa.lg.jp	http://www.town.showa.yamanashi.jp/	http://www.town.showa.yamanashi.jp/blog/	○	○	○	○	○	○						○	○	○									
山梨県 道志村	道志村教育委員会	0554-52-1020	kyoiku@vill.doshi.lg.jp	http://www.vill.doshi.lg.jp/			○		○															○				
山梨県 西桂町	学校教育係	0555-25-2941	kyoiku@town.nishikatsura.lg.jp							○	○													○				
山梨県 忍野村	教育委員会	0555-84-2042	kyoiku@vill.oshino.lg.jp	http://www.vill.oshino.lg.jp/docs/2013010703210/		○			○	○	○				○	家庭訪問の際に母子家庭等に案内してもらっている。	○	○										
山梨県 山中湖村	山中湖村教育委員会	0555-62-3813	kyoiku@vill.yamanakako.lg.jp						○	○	○								○									
山梨県 鳴沢村	教育課	0555-85-2606	kyoiku@vill.narusawa.lg.jp	http://www.vill.narusawa.yamanashi.jp		○			○	○									○									
山梨県 富士河口湖町	富士河口湖町教育委員会 学校教育課	0555-72-6052	gakko@town.fujikawaguchiko.lg.jp	http://www.fujikawaguchiko.lg.jp		○									○	毎年度の進級時に教育委員会から学校経由で就学援助制度の書類を配布								○	教育委員会から制度案内、申請書を学校経由で全児童生徒に配布			
山梨県 小菅村	教育委員会	0428-87-0111	h-morishige@vill.kosuge.yamanashi.jp								○													○				
山梨県 丹波山村	教育委員会	0428-88-0211	kyoiku@vill.tabayama.lg.jp	http://www.vill.tabayama.yamanashi.jp/											○	無償化のため、就学援助制度を実施していない								○	無償化のため、就学援助制度を実施していない			
山梨県 河口湖南中学校組合	教育委員会事務局	0555-72-1822	kyoiku@konan-jh.jp	http://konan-jh.jp/kumiai.html				○	○	○	○							○	○	○	○							

		II 平成29年度準要保護認定基準																													
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でツ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率			
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民健康保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、授業料等が悪い者、学用品等に不自由している者	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めておくもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	基準根拠	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)						
該当団体数		28	26	25	25	23	23	24	7	5	15	23	9	7	12	11	2	1	1	0	16	4	4	4	4	0	0	16	2	28	
山梨県	甲府市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	1.3	その他 総所得 (税引き前)	その他	373			保護者が不慮の災害、事故及び疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者		15%未満		
山梨県	富士吉田市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				1.2	その他 (税引き前)	前年度	295					10%未満		
山梨県	都留市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											保護者が会社を解雇等されたものなど教育長が就学援助が必要と認めるもの		15%未満	
山梨県	山梨市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											民生委員による判定		15%未満	
山梨県	大月市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	
山梨県	韮崎市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											学校長の意見書により生活が困難であると教育委員会が特に認めたもの		15%未満	
山梨県	南アルプス市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○													15%未満	
山梨県	北林市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	
山梨県	甲斐市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											世帯員の所得を確認し、児童扶養手当の一部支給の限度額を下回っていた場合、学校長または民生委員の意見書を添付		15%未満	
山梨県	笛吹市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				1.3	その他	その他	300					【課税所得等の分類】「特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額」と「総所得から保険料等を控除した額」を比較して審査 【基準額の時期】平成24年12月末日現在の生活保護基準額を使用		15%未満
山梨県	上野原市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											・世帯構成貸付制度による貸付 ・その他上野原市立小・中学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者		10%未満	
山梨県	甲州市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○													15%未満	
山梨県	中央市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											児童扶養手当所得制限額を準用		15%未満	
山梨県	市川三郷町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				1.2	課税所得	前年度	259			両親共に失業、又は病気療養等の場合、民生委員等の所見をもとに地教委判断により認定するケースあり		15%未満		
山梨県	早川町																											義務教育無償化を行っているため、就学援助制度を実施していない。		0%未満	
山梨県	身延町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											(1)で回答したもののほか、特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認める場合		15%未満	
山梨県	南都町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	
山梨県	富士川町	○																												10%未満	
山梨県	昭和町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	
山梨県	道志村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○													10%未満	
山梨県	西桂町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											失業・休業・災害・病気などにより、就学援助が必要と認められる場合。		10%未満	
山梨県	忍野村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											その他教育長が、就学援助が必要と認める者		5%未満	
山梨県	山中湖村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○													5%未満	
山梨県	鳴沢村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											その他教育長が、就学援助が必要と認める者		5%未満	
山梨県	富士河口湖町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											学校長意見書、民生委員証明書により		10%未満	
山梨県	小菅村	○																												0%未満	
山梨県	丹波山村																											平成24年度から義務教育に関わる教材費・給食費・修学旅行費・校外学習費等の無償化		0%未満	
山梨県	河口湖南中学校組合	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											その他特別な事情がある者(事情を記入し必要に応じて校長意見書・民生委員の証明書を添付すること。)		10%未満	

①都道府県	②市町村	IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
		ア. 特に取組を行っていない(把握していない)	イ. 取組を行っている(把握している)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	28	27	1	1	4
山梨県	甲府市	○			
山梨県	富士吉田市	○			
山梨県	都留市	○			
山梨県	山梨市	○			
山梨県	大月市	○			
山梨県	韮崎市	○			
山梨県	南アルプス市	○			
山梨県	北林市	○			
山梨県	甲斐市	○			
山梨県	箱吹市	○			
山梨県	上野原市	○			
山梨県	甲州市	○			
山梨県	中央市	○			
山梨県	市川三郷町	○		・新小中1年生への新入学学用品費の入学前支給 ・制服や体操着のリサイクル	・「IV 平成29年度準要保護就学援助額」の中で、医療費については、本町では18歳の最初の3月31日まで医療費の窓口無料化を行っているため、該当なしで報告しました。 ・平成28年度(平成29年度新入学生)より新入学学用品費の入学前(3月)支給を開始しました。
山梨県	早川町	○			就学支援等の制度はあるが、義務教育費無償化事業を行っている為、この制度の適用はない。
山梨県	身延町	○			
山梨県	南都町	○			
山梨県	富士川町	○			
山梨県	昭和町	○			
山梨県	道志村	○			
山梨県	西桂町	○			
山梨県	忍野村	○			
山梨県	山中湖村	○			
山梨県	鳴沢村	○			
山梨県	富士河口湖町	○			スクール・ソーシャル・ワーカーの配置
山梨県	小菅村	○			
山梨県	丹波山村	○			平成24年度から義務教育に関わる教材費・給食費・修学旅行費・校外学習費等の無償化
山梨県	河口湖南中学校組合	○			